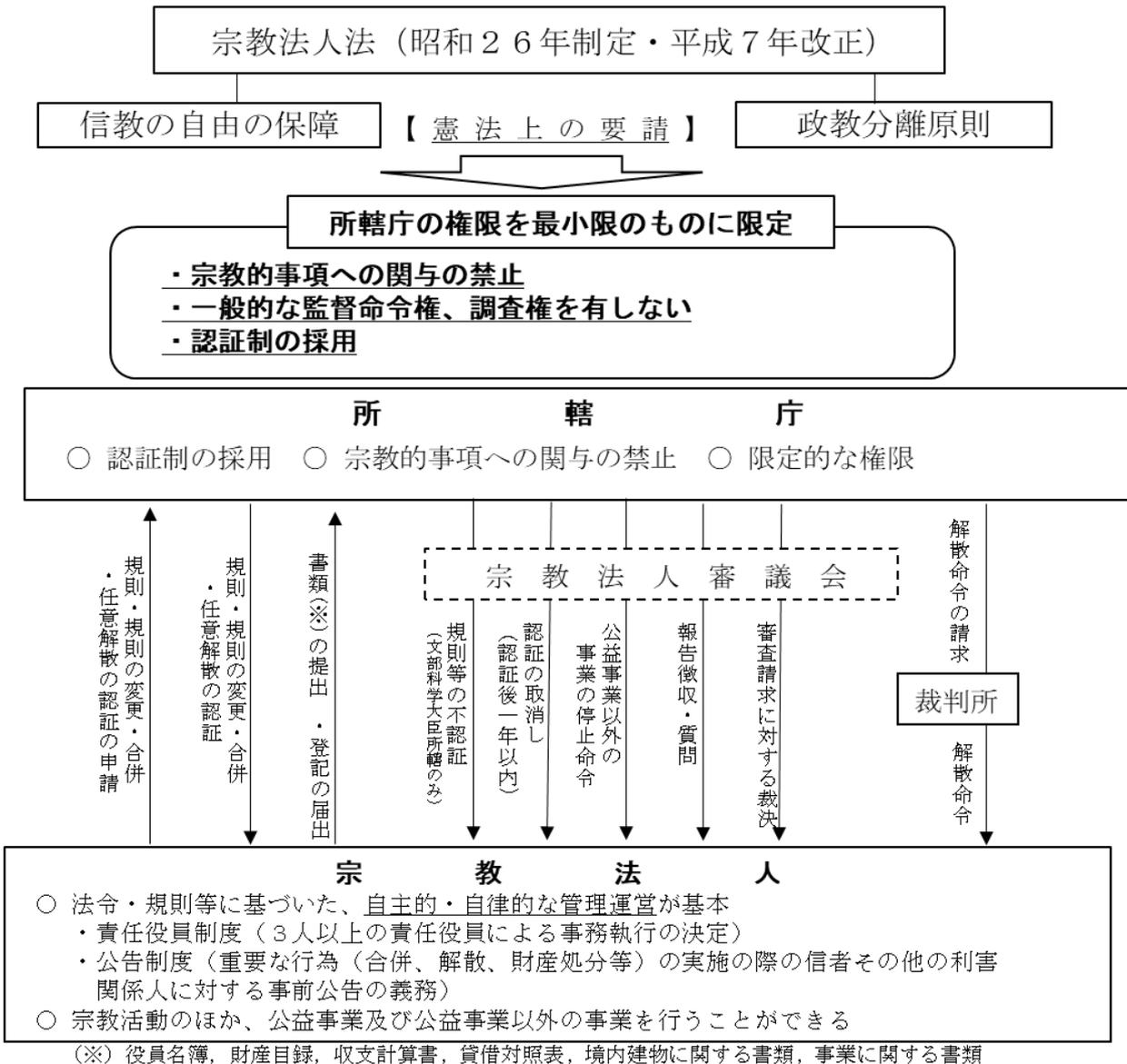


宗務行政について

<概要>

宗教法人法は、憲法の定める信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教団体に法人格を与えることで、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎を確保することを目的としており、宗教法人の規制、取締りを目的としたものではない。

このため、所轄庁は宗教団体の宗教上の事項について、いかなる形においても関与することが禁止され、一般的な監督命令権、調査権を有しておらず、宗教法人の設立や規則の変更については認証制を採用している。



所 轄 庁	包括宗教法人	単位宗教法人	合 計
文 部 科 学 大 臣	371	776	1,147
都 道 府 県 知 事	26	179,371	179,397
合 計	397	180,147	180,544

(令和2年12月31日現在、『宗教年鑑 令和3年版』より)

包括宗教法人：宗派、教派、教団等、単位宗教法人を傘下に持つ法人

単位宗教法人：神社、寺院、教会等、礼拝施設を備える法人

★複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人の所轄庁は文部科学大臣